



←新たな住宅セーフティネット制度  
PRロゴマーク

令和4年11月11日

住宅局安心居住推進課

## 「居住支援法人」の活動を追加で支援します！

～令和4年度補正予算案における補助事業の募集を開始～

国土交通省では、本日より、住宅確保要配慮者の入居及び居住支援を目的とした「居住支援法人」の活動について、令和4年度における補助事業<sup>※</sup>の募集を開始します。

※ 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）

（注）本事業は、令和4年度補正予算案に計上したものであり、予算成立が事業実施の条件となります。

### 1) 事業概要（別紙①②参照）

本事業は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動（マッチング・入居支援等）を行う居住支援法人に対して、国がその活動に要する費用の一部を補助するものです。

※今回の追加支援における1法人あたりの配分額は最大60万円程度を想定しています。

### 2) 応募方法（別紙③参照）

- ・令和4年11月18日（金）17時までに、以下の事務局まで、応募書類を電子メールにより提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・応募要領・応募書類の様式は、以下URLより入手してください。

【事務局】

居住支援法人サポートセンター

〒135-0016 東京都江東区東陽 5-30-13-907号

TEL : 03-6659-8668

E-Mail : info@rs-sc.jp

URL : <https://www.rs-sc.jp>（居住支援法人サポートセンターHP）

#### 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 巽（たつみ）、係長 中田（なかだ）、永島  
TEL : 03-5253-8111（内線 39833、39834、39866）、03-5253-8952（直通）

# 住宅セーフティネット制度の概要

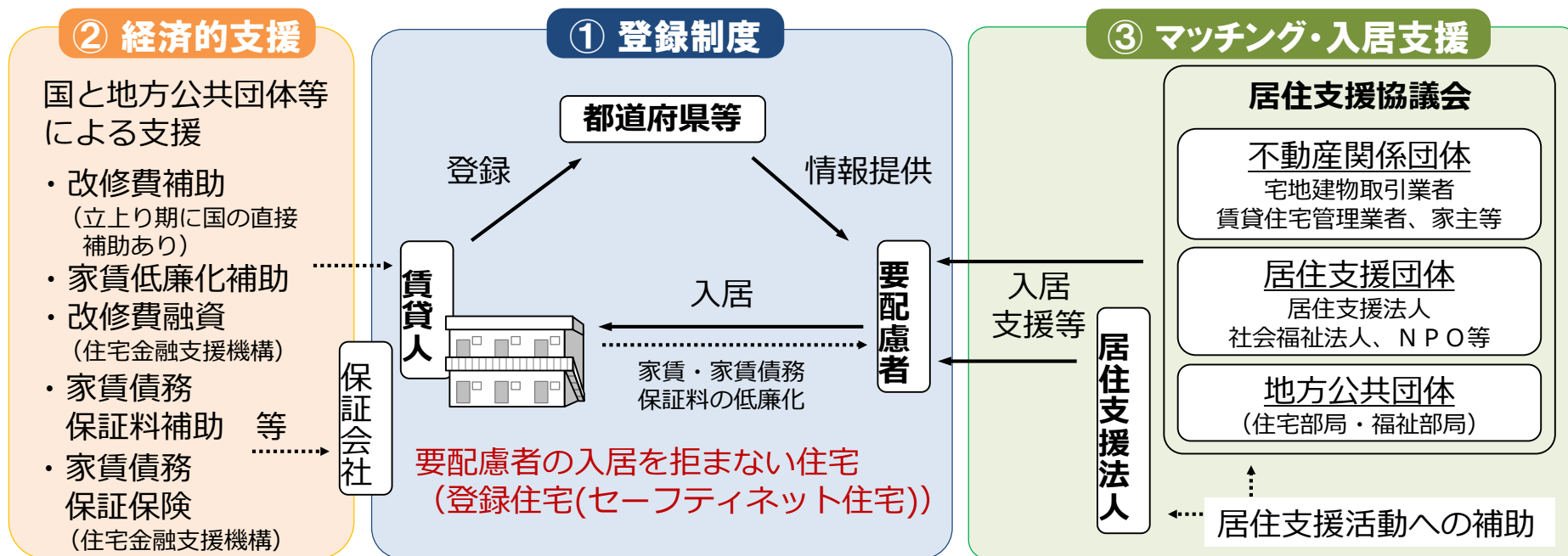
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

### 【住宅セーフティネット制度のイメージ】



# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

### ● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

### ● 居住支援法人の行う業務

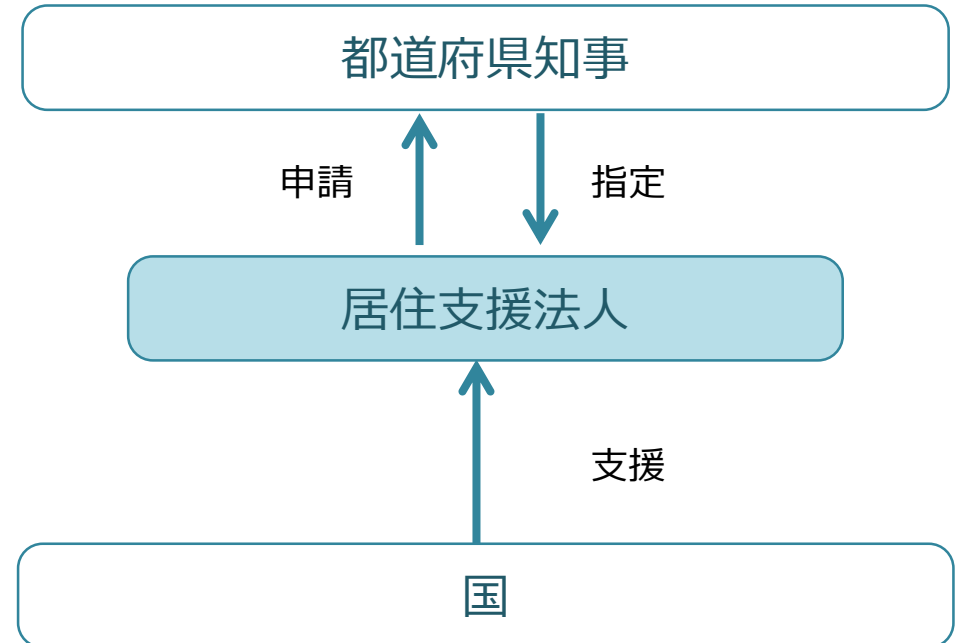
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

### ● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R4年度当初予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数
- ・ [R4年度コロナ予備費等] 3.04億円
- ・ [R4年度補正予算案] 2.23億円

## 【制度スキーム】



## 応募概要

※詳細については、応募要領等の資料を十分にご確認ください

- 令和4年度補正予算に関する補助事業については、既存の令和4年度の居住支援法人補助事業の応募の有無により、【新規応募】と【既存応募】に分かれます。

【新規応募】…令和4年度の居住支援法人補助事業に未応募の法人

【既存応募】…令和4年度の居住支援法人補助事業に応募済の法人

	応募期間	補助対象期間（予定）	事務局
新規 応募 ・ 既存 応募	令和4年11月11日 ～ 令和4年11月18日 ※新規応募については、応募後、交付申請書類を11月下旬に提出していただきます	交付決定日 (令和4年12月上旬 もしくは 令和4年12月中旬) ～ 令和5年1月31日	居住支援法人 サポートセンター

### 【新規応募】

- ①ホームページ（応募要領のダウンロード可能）  
<https://www.rs-sc.jp>（居住支援法人サポートセンターHP）
- ②応募書類提出・問合せメールアドレス  
[info@rs-sc.jp](mailto:info@rs-sc.jp)

### 【既存応募】

対象の法人については、居住支援法人サポートセンターから直接、応募書類等を送付します

### ■問い合わせ先： 居住支援法人サポートセンター

ホームページ： <https://www.rs-sc.jp>

メールアドレス： [info@rs-sc.jp](mailto:info@rs-sc.jp)（提出先）

TEL：03-6659-8668 受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日曜、休祝日除く）